障害者の「働く・くらす」を支える

「優先調達推進法の日・月間」法施行３周年記念

全国キャンペーンを展開します！！

　～障害者就労施設・事業所へのしごとの発注促進を求め、

障害者の地域生活自立につなぐための全国運動～

優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が平成25年4月に施行されてから3年が経過しました。

　この法により、国及び都道府県、市町村自治体などの官公庁は、障害者就労施設・事業所から物品や役務を調達する方針を示し、それに基づいた調達を行うことが義務化されました。

法の制定は、全国社会就労センター協議会（セルプ協）及び日本セルプセンターの長年にわたる念願であり、両団体は、この法の活用を全国に浸透させ、当該施設・事業所で就労する障害者の適正な条件による安定的な仕事の確保や工賃・賃金の引き上げ等に努めていきたいと考えています。

この間、国や地方公共団体による障害者就労施設・事業所からの調達実績は増加しておりますが、自治体ごとに実績の差が見られ、また、依然として調達方針が定められていない自治体も多くあるなど、自治体による法の理解や活用が充分にすすんでいないと思われる状況も見受けられます（平成27年7月31日時点での市町村における調達方針の策定率は79.3％）。

このことから、全国社会就労センター協議会（セルプ協）及び日本セルプセンターでは、法の公布日である6月27日を「優先調達推進法の日」とし、この日を中心とした6月20日（月）から7月20日（水）までの一か月の期間に、都道府県・指定都市・市町村の会員施設・事業所や関係者と協働し、各団体の首長を訪問し、法の浸透や地域の障害者就労施設・事業所から調達可能な物品や役務等について説明し、一層の法の活用を求める全国キャンペーンを別紙「実施要綱」により実施することといたしました。この活動により、物品や役務等の「しごと」の受注を通じて障害者の経済的な自立を進め、私たちの理念である障害者の「働く・くらす」の一層の実現をめざします。

優先調達推進法による官公需の発注内容ランキング（平成26年度実績）※厚生労働省調べ

●各都道府県（いずれも上位３位）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役 　務 | 　 件　数 | （割　合）　 | 　 金　　額 | （割　合） |
| 全　体 | 　12,498件　 | 68.0％ | 1,823,365千円 | 70.4％ |
| １．印刷 |  　9,128件　 | 　49.7％ | 　　608,009千円 | 　23.5％ |
| ２．クリーニングﾞ | 　1,048件 | 　 5.7％ |  240,080千円 |  　9.3％ |
| ３．清掃・施設管理 | 　 　673件 | 　 3.7％ |  397,685千円 | 　15.3％ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　物　　品 | 　 件　数 | （割　合）　 | 　 金　　額 | （割　合） |
| 全　体 | 　 5,870件　 | 32.0％ | 768,092千円 | 29.6％ |
| １．事務用品・書籍 |  1,776件　 | 　 9.7％ | 　 96,053千円 | 　 3.7％ |
| ２．食料品・飲料 | 　1,079件 | 　 5.9％ |  　41,687千円 |  　1.6％ |
| ３．小物雑貨 | 　 1,484件 | 　 8.1％ |  514,393千円 | 　19.8％ |

●各市町村（いずれも上位３位）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役 　務 | 　 件　数 | （割　合）　 | 　 金　　額 | （割　合） |
| 全　体 | 　24,055件　 | 41.5％ | 8,780,950千円 | 82.8％ |
| １．印刷 |  　8,170件　 | 　14.1％ | 　　973,788千円 | 　 9.2％ |
| ２．清掃・施設管理 | 　5,377件 | 　 9.3％ |  4,206,431千円 |  39.7％ |
| ３．クリーニングﾞ  | 　 4,373件 | 　 7.5％ |  235,295千円 | 　 2.2％ |

　※都道府県に比べ、「２．清掃・施設管理」の件数、金額に占める割合が高くなっている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　物　　品 | 　 件　数 | （割　合）　 | 　 金　　額 | （割　合） |
| 全　体 | 　33,919件 | 58.5％ |  1,824,441千円 | 17.2％ |
| １．食料品・飲料 |  14,562件　 | 　25.1％ | 　 436,937千円 | 　 4.1％ |
| ２．小物雑貨  | 　9,935件 | 　17.1％ |  673,821千円 |  　6.4％ |
| ３．事務用品・書籍 | 　 4,996件 | 　 8.6％ |  172,903千円 | 　 1.6％ |

　※都道府県に比べ、「２．小物雑貨」の金額に占める割合が高くなっている。

　※　この法律は、雇用されることが困難な障害のある方々が、つどい働いている「障害者就労施設・事業所」や在宅で作業されている障害のある方々などの経済的な自立を進めること目的とする法律で、この法律により、「障害者就労施設・事業所など」に、国や地方公共団体・独立行政法人などは、物品や役務などの「しごと」を発注することが求められています。

　　　なお、この法律の対象となっている「障害者支援施設」の一つである、障害者就労継続支援Ｂ型事業所において働いている障害のある方は、全国で約17万7千人おり（Ｈ26年10月現在）、その方々の平成26年度の月額工賃の平均額は、14,838円となっています（厚生労働省公表額）。5年前の平成21年度からの推移をみると、平成21年度（12,695円）、平成22年度（13,079円）、平成23年度（13,586円）、平成24年度（14,190円）、平成25年度（14,437円）となっており、年々額は高まっているものの、地域で自立した生活を送るためには更に工賃水準を高める必要性があります。

|  |
| --- |
| 全国社会就労センター協議会（セルプ協）、日本セルプセンターとは全国社会就労センター協議会（セルプ協）は、全国の障害者就労施設等で組織されており、全国の会員は、約1,600施設・事業所にのぼります（Ｈ28年6月現在）。社会福祉法人　全国社会福祉協議会に事務所を置き、主な事業は、当該施設・事業所の発展を期すための全国的連絡調整、事業に関する調査・研究・協議の実施、かつ実践を図ることとしています。　日本セルプセンターは、全国社会就労センター協議会（セルプ協）と同様の施設等で組織されており、全国の会員は、約520施設・事業所にのぼります（Ｈ28年6月現在）。特定非営利活動法人であり、障害者の就労施設の経済活動促進のため、特に事業振興に力点を置いた活動を行っています。 |

お問い合わせ先

「優先調達推進法の日・月間」法施行３周年記念全国キャンペーン 実施本部

全国社会就労センター協議会（セルプ協）事務局

社会福祉法人全国社会福祉協議会　高年・障害福祉部内（担当：山崎）

　　　℡03-3581-6502　fax03-3581-2428

|  |
| --- |
| 「優先調達推進法の日・月間」法施行３周年記念全国キャンペーン　実施要綱　 |

趣　旨

優先調達推進法が平成25年4月に施行されてから3年が経過する。平成25・26年度の調達実績を見ると自治体ごとに差が見られ、また、依然として調達方針が未策定の市町村等も多くある現状である（平成27年7月31日時点での市町村における調達方針の策定率は79.3％）。

セルプ協では、平成26年度に法活用につなぐ全国キャンペーンを実施し、各地の社会就労センターが都道府県・市町村等を訪問し、発注促進に向けての呼びかけを行い、多くの自治体の理解や支援意向を得たところである。

今般、法施行3周年にあたる本年度において、標記キャンペーンを全国一斉に実施し、都道府県や市町村に法の活用を更に一層推進していただくことで、社会就労センターへの発注拡大を図り、利用者の工賃・賃金向上につなげていくこととしたい。

実施内容

各都道府県・指定都市・市区町村の会員社会就労センター等関係者との協働により、都道府県、市町村の首長や行政の関係部局を訪問し、優先調達推進法の理解を深め活用の促進を依頼するとともに、当該地域の社会就労センターの活動状況についても説明を行うこととする。

広報手段

（１）市町村等、各自治体への発注促進依頼用ツール

　○　厚生労働大臣からいただいた、法の活用促進に向けたメッセージ

　○　啓発用ポスター

　○　啓発用パンフレット

（２）各地のセルプ組織が行っている社会就労センター商品販売会情報の提供

　　○　本会ホームページ等で提供

主　催

全国社会就労センター協議会（セルプ協）・日本セルプセンター

後　援

　厚生労働省

実施日

平成28年6月20日（月）～7月20日（水）までの期間を主として行う

　　※セルプ協・日本セルプセンターで法公布日である6月27日を「優先調達推進法の日」とし、この日を中心に実施

実施方法　国段階では厚生労働大臣を事前に訪問し、法の活用促進に向けたメッセージをいただき、協議員、都道府県組織、会員施設・事業所に配布。都道府県段階では知事（または、それに準じた方）に、市町村段階では市町村長（または、それに準じた方）を訪問し、それらを活用するなどし、趣旨にある目的達成に向けた、

①法の有効性の説明（※主催の長の連名による「要望書（趣意書）」

を別途作成）

②発注先となる社会就労センターの名簿、製品カタログ、啓発ポスターやチラシによる社会就労センターへの理解を深めていただく活動の実施

③各都道府県段階での「ナイスハートバザール」等のセルプ商品の販売促進会の広報の実施。

④メディアに向けた『優先調達推進法の日・月間 』の広報の実施

　 等を行う。

実施体制

○国段階への働きかけ

セルプ協会長、日本セルプセンター会長、セルプ協・日本セルプセンター事務局

○都道府県段階への働きかけ

各都道府県セルプ協役員、セルプセンター役員、各都道府県セルプ協・セルプセンター事務局

○市町村段階への働きかけ

　 　各市町村のセルプ協会員、セルプセンター会員の施設長等

○独立行政法人への働きかけ

全国セルプ協、日本セルプセンターより関係資料等を送付

実施本部 セルプ協、日本セルプセンターの正副会長で構成する。

「優先調達推進法の日・月間」法施行３周年記念全国キャンペーン 実施本部

全国社会就労センター協議会（セルプ協）事務局

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　高年・障害福祉部内

　　　　　 　　℡03-3581-6502　fax03-3581-2428

各都道府県・指定都市・市区町村における実施方法のイメージ

　○自治体の社会就労センター関係担当課や個人の人脈等を通じ、首長等に働

　　きかけ、訪問日時を決定する。

　○地元の訪問予定者を決定し、事前に説明内容等の打ち合わせを行う。その際、持参する説明用資料、啓発用ツール等を決める（ポスター、パンフレット等を活用）。

　○訪問の実施。

　○訪問時の状況をとりまとめ、当該地域の会員センター等への広報を行う。

　　必要に応じ、当該エリアの新聞社等マスコミに関係情報を提供する。

　○全国セルプ協宛に、同ホームページからダウンロードした所定の書式により報告する。